

社会福祉法人 C I J 福社会

事業継続計画（BCP）

（新型コロナウイルス対応：入所）

令和5年4月1日 一部改正施行

法人名	社会福祉法人C I J 福社会	代表者	中野 正一
所在地	高知市長浜地内及び浦戸地内	電話番号	(代表) 088-841-5000

新型コロナウイルス感染症発生時における事業継続計画

(法人名) 社会福祉法人C I J福祉会

(施設名) ○ 特別養護老人ホーム シーサイドホーム桂浜
○ 特別養護老人ホーム つむぐ
○ 介護付き有料老人ホーム あったかホーム桂浜
○ グループホーム しあわせ村

第 I 章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑い者を含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 入所者の安全確保	入所者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	入所者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、法人本部とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

新型コロナウイルス感染症とは

<p>多くの症例で発熱、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感など、インフルエンザや感冒に初期症状が類似している。また、嗅覚症状・味覚症状を訴える患者も多い。高齢者、基礎疾患（慢性呼吸器疾患、糖尿病、心血管疾患など）がハイリスク要因と考えられている。</p> <p>環境中のウイルスの残存時間はエアロゾルでは3時間程度、プラスチックやステンレスの表面では72時間程度、段ボールの表面では24時間程度、銅の表面では4時間程度とされる。クルーズ船の調査では、患者の枕、電話受話器、TVリモコン、椅子の取っ手、トイレ周辺環境でウイルスが多く付着していた。</p> <p>インフルエンザの残存時間と比べると、新型コロナウイルスの方が長く環境に留まるため、消毒をしっかりと行うことが重要である。手洗いが重要だが、エアジェット式手指乾か器は使用しないことが望ましいとされる。</p>	
病原体	新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）
潜伏期間	主に約5日程度（1～14日）
感染経路・感染期間	<p>新型コロナウイルスへの感染は、ウイルスを含む飛沫が口、鼻や眼などの粘膜に触れることにより感染が起る飛沫感染が主体と考えられるが、ウイルスがついた手指で口、鼻や眼の粘膜に触れることで起る接触感染もあるとされる。また換気の悪い環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染すると考えられている。このため、3密を避けることが重要となる。有症者が感染伝播の主体であるが、発症前や、無症状病原体保有者からの感染リスクもあり、発症前後の時期に最も感染力が高いとの報告がされている。また、約半数は無症状病原体保有者から感染するとの報告もあり、注意が必要である。</p> <p>なお、血液、尿、便から感染性のある新型コロナウイルスを検出することはまれとされる。</p>
エアロゾル感染	<p>エアロゾル感染は厳密な定義がない状況にあるが、新型コロナウイルスは密閉された空間において、短距離でのエアロゾル感染を示唆する報告がある。</p> <p>エアロゾル感染の流行への影響は明らかではない。患者病室などの空間から培養可能なウイルスが検出された報告がある一方、空気予防策なしに診療を行った医療従事者への二次感染がなかったとする報告もある。</p> <p>また、基本再生産数が2.5程度と、麻疹など他のエアロゾル感染する疾患と比較して低いことなどから、現在の流行における主な感染経路であるとは評価されていない。医療機関では、少なくともエアロゾルを発生する処置が行われる場合には、空気予防策が推奨される。</p>
症状・予後	<p>初期症状はインフルエンザや感冒に似ており、多くの症例で発熱、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感などがみられる。また、嗅覚症状・味覚症状を訴える患者が多い。</p> <p>重症化する場合、1週間以上、発熱や呼吸器症状が続き、息切れなど肺炎に関連した症状を認め、その後、呼吸不全が進行し、急性呼吸窮乏症候群（ARDS）、敗血症などを併発する例が見られる。重症化する例では、肺炎後の進行が早く、急激に状態が悪化する例が多いため、注意深い観察と迅速な対応が必要となる。</p>

1 対応主体

理事長（業務執行理事）の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

(1) 感染症対応推進体制の構成メンバー

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
理事長 （業務執行理事）	対策本部長	・ 対策本部組織の統括 ・ 緊急対応に関する意思決定
宮本主任	事務主任	・ 対策本部長のサポート ・ 対策本部の運営実務の統括 ・ 関係各部署への指示
鴨志田 友永 千光士	事務局メンバー	・ 事務主任のサポート ・ 関係各部署との窓口
佐々木施設長 看護職員	関係部署（看護部）	・ 感染者の確認及び対策本部長への報告 ・ 保健所、嘱託医との協議のうえ病院などへの移送・搬送の準備 ・ 非感染者への対応方法の検討
川江施設長 近藤副施設長 北添管理者	関係部署（介護職員）	・ 感染者と非感染者の隔離方法の検討 ・ 非感染者の中の濃厚接触者への対応方法の検討（1, 2, 3階での区分の検討） ・ 職員の勤務の確保
井上相談員 廣田相談員 尾崎相談員 ケアマネージャー	関係部署（相談室）	・ ご家族への連絡・報告 ・ 居宅ケアマネ（短期）への連絡 ・ 行政機関への報告 ・ 情報収集
山崎管理栄養士 池内栄養士	関係部署（厨房）	・ 感染状況に応じた食事の確保 ・ 場合によっては職員の食事の確保

(2) 感染防止に向けた取組の実施

- 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集
 - ・ 国（内閣府及び厚生労働省）の情報を、インターネットを通じて収集する
 - 内閣府 <https://www.cao.go.jp/>
 - 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
 - ・ 高知県の情報を、インターネットを通じて収集する

<https://www.pref.kochi.lg.jp/top.html>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111301/info-COVID-19.html>

□ 基本的な感染症対策の徹底

- ・ 感染症対策委員会（衛生委員会）の決定・通知に基づき感染症対策の徹底を図る。

令和5年1月26日付で「新型コロナウイルスに関して職員の皆様へお願い」の新しい通知を発出した。

内容は、

①基本は、3密の回避、手指消毒、手洗い、マスクの着用、検温などの健康管理をこれまでどおり行うことです。

②体がだるい、熱がある（37.1度以上）、のどに違和感があるなど、いつもと体調が異なる時は、出勤を控えて塩見クリニックを受診するか、法人が準備した抗原検査キットで検査を行っていただきます。今後の医療機関の診察料金は自己負担とします。抗原検査キットは法人が購入してお渡しします。

③不要不急の外出の自粛、県外との往来を控えるといったことは、政府が行動制限を緩和していますことから、職員には求めないこととします。

不要不急の外出、県外との往来があった職員は、健康観察表に1週間記録を取って提出していただきます。

④政府は、マスクの着用についても緩和の方向で議論しています。外出時はもちろん、建物内でもマスクの緩和が行われるようです。（一定の条件はあると思いますが。）法人では事業所内でのマスクの着用は行っていきますので周知してください。（2重マスクは無理には求めません。）

⑤感染した場合及び濃厚接触者になったときの取り扱い

（以下略）

※この5点を再度確認して、取り組んでいくようにしてください。

- ・ 面会に関しては、感染の拡大の状況によって中止をしたり、玄関自動ドア越し又はアクリル板越しでの面会を行ったりしている。面会については、今後もこうした高知県内及び国の感染の状況によって中止、再開を判断していきます。

今後、**面会再開の判断**にあたっては、ワクチンの接種者と接種をしていない方で面会方法を変えていきます。具体的には、ワクチンの接種者（接種証明が必要）は、施設内においてアクリル板越しでの面会を行うようにします。面会者の中にワクチンの未接種者が1名でもいる場合には、玄関自動ドアガラス越しでの面会になります。

なお、スマホ（LINE）を利用したスマホ面会は平日昼間に予約制で行っています。

- ・ 感染症対策は、令和3年8月改訂施行した「感染症・食中毒対応マニュアル」をもとに取り組んでいきます。

具体的には、同マニュアルにある「標準予防策および介護職員の行動計画」などをもとに取り組んでいきます。

- ・ なお、令和5年3月13日から、国においては、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とした。
- ・ また、政府の対策本部は、5月8日に今の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を決定した。
- ・ しかしながら、施設をご利用されている高齢者は、ほぼ全員が基礎疾患を持っており、新型コロナウイルスに感染すると生命の危険にさらされることから、法人としては令和5年1月26日付で「新型コロナウイルスに関して職員の皆様へお願い」の通知文書のとおり取り扱い、自分たちの生活・生命は自分たちで守っていくこととする。こうした対応は新型コロナウイルスの予防・治療薬が一般的になるまで継続する。

□ 職員・入所者の健康管理

- ・ 職員及びご利用者の健康管理は、「感染症・食中毒対応マニュアル」をもとに取り組んでいきます。
- ・ (1) 施設ご利用者の日々の健康管理
施設ご利用者については、感染症の早期発見を目的として随時ケースに記録する。(重点的な注意点については、意識・表情・熱・息苦しさ・目・鼻・耳・のど・痰・皮膚・体重・食事・排泄の異変を記録する。)
- ・ (2) 施設ご利用者の外出・外泊後の健康管理
発熱、咳、下痢等がある場合は、**抗原検査を行うとともに**医療機関受診を行います。
- ・ (3) 職員の日々の健康管理
直接、介護に携わる職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施します。
職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断の為、完治までの間、出勤停止等の適切な処置を講じます。**コロナの診断がでた日からは、特別有給休暇とします。発症日から7日間で、8日目に検査して陰性であれば出勤できます。コロナの診断が出る前の日までは個人の有給休暇の取り扱いです。**
また、同居の家族等が感染者若しくは濃厚接触者に認定された場合には職員がPCR検査でマイナスであった場合でも**3日間の自宅待機**とします。この**3日間は職員個人の有給休暇になります。**

□ 施設内出入り者の記録管理

- ・ 施設内に出入りを行うもの(ご家族、居宅ケアマネ、行政関係者、業者等)は、「来所(入室)者受付票」に必ず記載を行ったうえで入室を許可する。
- ・ 「来所(入室)者受付票」には、日時、来所者氏名、現在の体温を記載のうえ、以下の項目について確認する。

【確認項目】

- 来所してからの検温、手指消毒を実施している
 - 感染リスクの高い県外(国外)に**1週間**以内に行っていない
 - 感染リスクの高い県外(国外)に**1週間**以内に行っていた方と濃厚接触していない
 - マスクは持参して着用している
- 念のため、連絡先電話番号をご記入ください。(TEL: — —)

(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

- ・ マスク、ビニール手袋、ガウン、フェイスシールドなどの防護具は、つむぐ4階備蓄品倉庫に保管する。備蓄品の内容は、「様式6 備蓄品リスト」のとおりです。
- ・ 消毒液は、可燃性であることからシーサイドホーム桂浜の倉庫に保管する。保管量は、常時1週間分以上の保管を行う。

(4) 研修・訓練の実施

- ・ 業務継続計画(BCP)を職員等関係者で共有する。
- ・ 定期的に以下の研修・訓練等を実施するとともに、業務継続計画(BCP)を随時、見直しを行う。

□ 業務継続計画(BCP)を関係者で共有

- ・ 業務継続計画(BCP)を作成後は、全職員への説明会を行うなど、周知に努める。
- ・ ご利用者及びご家族、居宅介護支援事業所などの関係機関に対して、業務継続計画(BCP)を作成したことの周知を図る。

- 業務継続計画（BCP）の内容に関する研修
 - ・全職員を対象にした研修会を実施して、周知に努める。
- 業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練
 - ・業務継続計画（BCP）に沿った訓練を、各事業所単位で、年1回は実施する。

（5）業務継続計画（BCP）の検証・見直し

- 最新の動向や訓練等で洗い出された課題を年1回見直して業務継続計画(BCP)に反映する。

Ⅲ章 初動対応

1 対応主体

理事長（業務執行理事）の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括（業務執行理事）	中山	佐々木
医療機関、受診・相談センターへの連絡	各施設長（しあわせ村は管理者）	副施設長または主任（副主任）
入所者家族等への情報提供	各事業所相談員（しあわせ村は管理者）	各事業所ケアマネージャー
感染拡大防止対策に関する統括	佐々木看護師	各事業所看護職員

2 対応事項

初動対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 第一報	<ul style="list-style-type: none"> □ 管理者へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の中に発熱、咳、倦怠感等のある感染疑い者を発見したときには、業務執行理事に報告を行い、指示を受ける。 ・業務執行理事は、「感染症・食中毒対応マニュアル」に基づき感染拡大防止対策に関する統括（佐々木看護師等）に連絡を行い感染拡大防止に努める。 □ 地域での身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・感染疑い者が発見されたときには、産業医（嘱託医）である塩見医師に連絡・相談を行い、指示を受ける。 ・新型コロナウイルス健康相談センターに相談を行い、指示を受ける。 電話相談窓口（新型コロナウイルス健康相談センター） (1) 電話番号 0120-78-8178 ・高知市保健所に連絡のうえ、指示を受ける。 (1) 電話番号 088-822-0577 □ 施設内・法人内の情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網を通じて、感染疑い者が発生したことを周知する。

	<ul style="list-style-type: none"> □ 指定権者への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・高知市介護保険課に報告を行う。 (1) 電話番号 088-823-9972 □ 家族への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者のご家族に感染疑い者が発生していることを報告する。
<p>(2) 感染疑い者 への対応</p>	<p>【入所者】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 居室（個室）管理 <ul style="list-style-type: none"> ・シーサイドホーム桂浜は4人部屋、2人部屋が多いことから、4人部屋、2人部屋で感染疑い者（発熱者等）が発生した場合には、原則、同じ部屋内で感染対応マニュアルに沿って対応を行う。個室で感染疑い者が発生した場合には、個室での管理とする。 シーサイドホーム桂浜は個室数が限られていることから、感染疑い者が発生したときには短期入所者の予約はすべてキャンセルして短期入所者が利用している個室を確保する。 ・つむぐ、あったかホーム桂浜、しあわせ村は、全室個室への入居であり、感染疑い者は個室での管理とする。 □ 対応者の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・対応する看護職員及び介護職員は、感染リスクを考慮して18歳未満の家族がいる職員はできる限り避ける。 ・対応を開始した看護職員及び介護職員は、勤務割りを見直して限定した範囲の中での職員が対応を行う。 ・看護職員及び介護職員は、家族等への感染リスクを心配して自宅に帰ることをためらう職員も想定されることから、家族宿泊室、宿直室、職員休憩室などの場所を提供して一時的な生活の場とする。 □ 医療機関受診／施設内での検体採取 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等がある感染疑い者は、PCR検査（抗原検査）を行う必要があることから、塩見囑託医に相談のうえ、塩見クリニックで検査を実施する。塩見クリニックでPCR検査（抗原検査）が実施できない場合には、新型コロナウイルス健康相談センター及び高知市保健所に相談のうえ指示を受ける。 ・電話相談窓口（新型コロナウイルス健康相談センター） <ul style="list-style-type: none"> (1) 電話番号 0120-78-8178 ・高知市保健所に連絡のうえ、指示を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 電話番号 088-822-0577 ・塩見クリニック <ul style="list-style-type: none"> (1) 電話番号 088-805-0002 □ 体調不良者の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者（短期入所者を含む。）が発熱、咳、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚又は嗅覚の異常などの体調不良の有無を常時確認する。 体調不良者を発見したときには、直ちに塩見囑託医および施設長（管理者）に連絡を行い、指示を受ける。 □ 感染者（ご利用者及び職員とも）は、これまでは病院への入院又は療養施設への入所となっていたが、感染者の拡大に伴い自宅（施設）での療養者

	<p>が増加している。こうした感染者を隔離した場合には、施設内での感染拡大を抑え込むことが重要であり、居室（個室）管理の徹底と対応職員の限定を行い、感染拡大を防止する。</p>
<p>(3) 消毒・清掃等の実施</p>	<p>□ 場所（居室、共用スペース等）、方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染疑い者が生活していた場所を特定して、消毒を行う。 ・感染疑い者のベッド、寝具類及び直接接触した場所については、「感染症・食中毒対応マニュアル」に基づいてアルコール液、次亜鉛酸ナトリウム希釈溶液などを用いて消毒を行う。 <p>消毒は、居室だけではなく、風呂場、トイレ、手すり、車いすなどご利用者が直接接触したと思われる個所は丁寧にふき取りによる消毒作業を行う。</p>

第IV章 感染拡大防止体制の確立

1 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括（業務執行理事）	中山	佐々木
関係者への情報共有	井上	廣田、尾崎、安田
感染拡大防止対策に関する統括	佐々木	看護職員
業務内容検討に関する統括	川江、中山	本部員
勤務体制・労働状況	近藤、川江、北添、長崎	本部員
情報発信	宮本	井上、廣田

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
<p>(1) 高知市保健所との連携</p>	<p>□ 感染が確認されたご利用者及び職員は、施設内で療養することを前提としてBCPを作成する。</p> <p>□ 感染が確認されたご利用者が病院又は宿泊療養施設に入院等できない場合には、個室または4人部屋等で隔離を行っていく。職員は自宅での隔離になる場合がある。</p> <p>□ 濃厚接触者の特定への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染の拡大を防止するためには、濃厚接触者を早期に特定し、個室等での隔離を行うことが何より重要です。高知市保健所及び新型コロナウイルス健康相談センターに相談を行い、指示を受け濃厚接触者を特定する。 ・高知市保健所に連絡のうえ、指示を受ける。 (1) 電話番号 088-822-0577 ・新型コロナウイルス健康相談センターに相談を行い、指示を受ける。 電話相談窓口（新型コロナウイルス健康相談センター） (1) 電話番号 0120-78-8178 <p>□ 感染対策の指示を仰ぐ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市保健所及び新型コロナウイルス健康相談センターに相談を行い感染対策の指示を受ける。 ・具体的には、居室（個室）での隔離の方法及び職員の入室に際してのマスク、フェイスシールド、ガウン等の使用方法などについて指示を受ける。 ・感染リスクを軽減するために施設内の消毒方法について指示を受ける。 ・入館者への発熱検査、マスク、手指消毒、来訪記録などの感染対策は通常どおり行う。 <p><input type="checkbox"/> 併設サービスの休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染疑い者が発生した施設は、併設しているサービスを提供している職員との施設内での接触が疑われることからサービスを停止する。 ・具体的には、シーサイドホーム桂浜で発生した場合には、ショートステイは受け入れを停止する。 ・また、あったかホーム桂浜で発生した場合には、デイサービスへの受け入れを停止する。 ・再開にあたっては、高知市保健所と協議のうえ、濃厚接触者の特定などの調査が完了して感染リスクが100%なくなってからとする。
<p>(2) 濃厚接触者への対応</p>	<p>【入所者】</p> <p><input type="checkbox"/> 健康管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者に特定されたご利用者は、発熱、咳、のどの違和感、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚又は嗅覚の異常などの体調不良の有無を常時確認する。 <p><input type="checkbox"/> 居室（個室）対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者は、高知市保健所の指示に基づいて一定期間（7日間以上）は居室（個室）隔離を継続する。 ・居室（個室）隔離の解除は高知市保健所の指示による。 <p><input type="checkbox"/> 担当職員の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応する看護職員及び介護職員は、感染リスクを考慮して18歳未満の家族がいる職員はできる限り避ける。 ・対応を開始した看護職員及び介護職員は、勤務割りを見直して限定した範囲の中での職員が対応を行う。 <p><input type="checkbox"/> 生活空間・動線の区分け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員及び介護職員は、家族等への感染リスクを心配して自宅に帰ることをためらう職員も想定されることから、家族宿泊室、宿直室、職員休憩室などの場所を提供して一時的な生活の場とする。 ・生活に必要な物資の準備は法人が行う。（ベッド、寝具、風呂、洗濯など） ・感染リスクを最小限にするために濃厚接触者に対応する職員は、その他のご利用者への対応は行わない。 ・スタッフ室の利用も最小限に抑えて、家族宿泊室、宿直室、職員休憩室などの場所を（仮）スタッフ室として利用する。 ・濃厚接触者に対応する職員は、隔離された個室と（仮）スタッフ室を結ぶ動線を中心として移動を行う。 <p><input type="checkbox"/> ケアの実施内容・実施方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常のケアに加えて、ご利用者の発熱、咳、のどの違和感、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚又は嗅覚の異常などの体調の管理が何よりも重要です。

	<ul style="list-style-type: none"> ・朝、昼、晩と確認するとともに夜間帯などのその他の時間についても急変への対応ができるように体調管理を注意深く行っていく。 ・体調に変化があった場合には、かかりつけ医に協議を行うとともに、高知市保健所に連絡を行い、指示を受ける。 <p>【職 員】</p> <p>□ 自宅待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者に特定された職員は、指定された場所において PCR 検査（抗原検査）を行う。 ・濃厚接触者に特定された職員は、最低でも 3 日間の自宅待機とする。 ・濃厚接触者になった職員は、自宅待機の期間が終了した後、業務に復帰する前に職員本人及び他の職員が安心して勤務を行うために再度 PCR 検査（抗原検査）を実施する。 ・3 日間の自宅待機の期間中は、職員個人の有給休暇になります。 								
<p>(3) 職員の確保</p>	<p>□ 施設内での勤務調整、法人内での人員確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の中に感染者及び感染疑い者（以下「感染者等」という。）の発生した施設へは、そのほかの施設からの職員応援体制を構築する。 ・応援に入る職員数 <ul style="list-style-type: none"> シーサイドホーム桂浜 2 名 つむぐ 1 名 あったかホーム桂浜 2 名 しあわせ村 1 名 <p>この職員数で感染者等施設の職員配置ができない場合には、デイサービス（通所介護事業所）の運営をすべて中止してデイサービス職員が応援に入る。</p> <p>※（例）シーサイドホーム桂浜で感染者等が発生した場合には、そのほかの施設から 1+2+1=4 名が応援に入る。</p> <p>※シーサイドホーム桂浜で発生した場合には、ショート担当職員 2 名は、現場の応援に入る。</p> <p>※あったかホーム桂浜で発生した場合には、デイも休業することから、デイの職員は現場の応援に入る。</p> <p>□ 滞在先の確保</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">シーサイドホーム桂浜</td> <td>宿直室及び職員休憩室</td> </tr> <tr> <td>つむぐ</td> <td>家族宿泊室</td> </tr> <tr> <td>あったかホーム桂浜</td> <td>家族宿泊室（2 室）</td> </tr> <tr> <td>しあわせ村</td> <td>職員休憩室及びイベントホール</td> </tr> </table> <p>※上記の宿直室、家族宿泊室及び職員休憩室等で充足できない場合には、災害避難者用に保管している、間仕切り、ベッド、布団等を活用して、食堂又は会議室に休憩ができる場所を確保する。</p>	シーサイドホーム桂浜	宿直室及び職員休憩室	つむぐ	家族宿泊室	あったかホーム桂浜	家族宿泊室（2 室）	しあわせ村	職員休憩室及びイベントホール
シーサイドホーム桂浜	宿直室及び職員休憩室								
つむぐ	家族宿泊室								
あったかホーム桂浜	家族宿泊室（2 室）								
しあわせ村	職員休憩室及びイベントホール								
<p>(4) 防護具、消毒液等の確保</p>	<p>□ 在庫量・必要量の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒液、ガウン、フェイスシールド、キャップ、ビニール手袋、ポリ手袋、おむつ等は、別紙様式 6 のとおりです。 ・感染者等が発生した場合には、最低でも 7 日間の隔離等が求められることから、必要量は 7 日間分として確保する。 								

	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に別の施設で発生することも想定されることから必要量以上の確保を目指して取り組む。 <p>□ 調達先・調達方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、ビニール手袋、消毒液等 関(株) 080-2851-1743 ・消毒液等 イカリ消毒 088-837-8666 ・ビニール手袋等 中澤氏家薬業(株) 088-802-5111
<p>(5) 情報共有</p>	<p>□ 施設内・法人内での情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者等が発生した場合若しくは疑い者が発生した場合には、全体を統括する業務執行理事及び施設長（管理者）に第一報を入れて指示を受ける。 ・産業医（嘱託医）である塩見医師に連絡を入れる。 ・各施設内において構築している「災害時・緊急連絡網（系統表）」をもとに感染者等の発生状況を共有する。 <p>□ 入所者・家族との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体を統括する業務執行理事及び施設長（管理者）の指示の下、相談員（管理者）は、ご家族及び関係する居宅介護支援事業所に連絡を行う。 <p>□ 自治体（指定権者・保健所）との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者等が確認された場合には、高知市保健所に連絡を行い、指示を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ○電話番号 088-822-0577 ・指定権者である高知市介護保険課に連絡を入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ○電話番号 088-823-9972 ・クラスター（5人以上）の発生の場合には、高知県長寿社会課に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ○電話番号 088-823-9630 <p>□ 関係業者等との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護具、消毒液等の確保は、前項（4）のとおりです。 ・感染者等が発生した場合には、感染汚染物質がごみとして廃棄される恐れがあることから、廃棄物収集業者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ○四国メディカルトリートメントセンター 088-866-7400 ・ベッド、布団、シーツ等の汚染も心配されることから、ベッド等のリース会社に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ワタキューセイモア 088-861-1600（しあわせ村を除く各施設）
<p>(6) 業務内容の調整</p>	<p>□ 提供サービスの検討（継続、変更、縮小、中止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅系サービスの存する施設内で感染者等が発生した場合には、在宅系サービスは一時中止する。 <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、シーサイドホーム桂浜で発生した場合には、ショートステイは中止する。 あったかホーム桂浜で感染者等が発生した場合には、デイサービスは中止する。 介護支援事業所桂浜は、電話等で行える業務内容で継続する。 ・業務の再開は、高知市保健所と協議のうえ判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ○電話番号 088-822-0577

<p>(7) 過重労働・ メンタルヘルス対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 労務管理 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者等が発生した場合には、職員の中にも入院等隔離されるものがでる。 (3) 職員の確保にあるように法人内で応援体制は構築するが、入院等の人員数によっては、公休が取れない、時間外勤務が続くなどの過重労働が生じる恐れがあるので、休憩時間を確保できるように最大限の取り組みを行っていく。 ・また、応援を行った施設内においても同様に超過勤務等が生じることが想定される。 ・また、感染リスクが生じることから、自宅に帰ることをためらう職員がでることも想定される。 ・各施設にはメンタルヘルス（ハラスメント）相談員を配置しており、不安が生じた場合には相談してもらう。 □ 長時間労働対応 <ul style="list-style-type: none"> ・通常時の夜勤勤務は、16時間の勤務（休憩時間を除く。）を2日間にわたって行っており、この16時間を超えないように勤務を行う。 □ コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・感染者等が発生した施設で勤務を行う職員とは、業務執行理事及び施設長（管理者）が、現場の状況を確認して職員からの声をいつでも聴けるように配慮する。 □ 相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行理事及び施設長（管理者）に相談がしづらい場合もあることから、各施設のメンタルヘルス（ハラスメント）相談員に相談をしていただく。 ・責任者との話し合いをしたい職員は、業務執行理事のもとに直接相談に来ることもできる。
<p>(8) 情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への説明は、各施設長（管理者）が行う。 ・地域、マスコミ等への対応は、業務執行理事が行う。 ・感染者等が発生した場合には、ホームページを通じて状況説明を行っていく。

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和4年4月1日	施行
令和5年4月1日	一部改正施行

様式1 推進体制の構成メンバー

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
理事長 (業務執行理事)	対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部組織の統括 ・緊急対応に関する意思決定
宮本主任	事務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
鴨志田 友永 千光士	事務局メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・事務主任のサポート ・関係各部署との窓口
佐々木施設長 看護職員	関係部署（看護部）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の確認及び対策本部長への報告 ・保健所、嘱託医との協議のうえ病院などへの移送・搬送の準備 ・非感染者への対応方法の検討
川江施設長 近藤副施設長 北添管理者	関係部署（介護職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者と非感染者の隔離方法の検討 ・非感染者の中の濃厚接触者への対応方法の検討（1, 2, 3階での区分の検討） ・職員の勤務の確保
井上相談員 廣田相談員 尾崎相談員 ケアマネージャー	関係部署（相談室）	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族への連絡・報告 ・居宅ケアマネ（短期）への連絡 ・行政機関への報告 ・情報収集
山崎管理栄養士 池内栄養士	関係部署（厨房）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況に応じた食事の確保 ・場合によっては職員の食事の確保

様式2 施設・事業所外連絡リスト

感染者等発生時の連絡先	連絡先電話番号
高知県長寿社会課	088 - 823 - 9630
高知市保健所	088-822-0577
新型コロナウイルス健康相談センター	0120-78-8178
高知市介護保険課	088-823-9972
関(株)	080-2851-1743
イカリ消毒	088-837-8666
中澤氏家薬業(株)	088-802-5111
高知清掃センター	088-822-8111
ワタキューセイモア(株)	090-4784-7521

様式3 職員、入所者・利用者 体温・体調チェックリスト

別紙：(様式3) 職員、入所者・利用者 体温・体調チェックリストを活用する

様式4 感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リスト

別紙：(様式4) 感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リストを活用

様式5 (部署ごと)職員緊急連絡網

各施設で作成している「災害・緊急時連絡系統表」等をもとに緊急連絡を実施する。

様式6 備蓄品リスト

別紙：感染症対応_様式6_備蓄品リストを参照

様式7 業務分類(優先業務の選定)

別紙：感染症対応_様式7_業務分類を参照